

2024年11月29日

〈FFG〉ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行のお知らせ ～新熊本産業株式会社のサステナビリティ経営をサポート～

株式会社福岡銀行（取締役頭取:五島 久、以下「福岡銀行」）は、ESG/SDGsの取り組みの一環として、新熊本産業株式会社（本社:福岡県北九州市、代表取締役:佐藤竜二、以下「同社」）に対し、〈FFG〉ポジティブ・インパクト・ファイナンスを下記の通り実行しましたのでお知らせいたします。

〈FFG〉ポジティブ・インパクト・ファイナンスとは、FFG独自のESG/SDGs評価サービス「Sustainable Scale Index*¹」による評価結果や国際的なインパクト算定ツールを基に対話を重ね、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与えるポジティブならびにネガティブな影響(インパクト)を分析・特定し、ネガティブな効果を低減しながらポジティブな効果を増大させる(KPIを設定する)ことで、お客さまの持続的な成長につながるよう、福岡銀行が中長期的な伴走支援を行う融資商品です。

福岡銀行では、『あなたのいちばんに。』をスローガンに、お客さまのサステナビリティ経営の実現に向けた取り組みをこれからも積極的に支援してまいります。

*1 ふくおかフィナンシャルグループの子会社である株式会社サステナブルスケールが九州大学と協業開発した、ESG/SDGsのお取組みを可視化するサービス
(概要) <https://www.fukuokabank.co.jp/ssindex/>

記

1.新熊本産業の企業概要（詳細は「評価書」をご参照ください）

企業名	新熊本産業株式会社
本社所在地	福岡県北九州市門司区新門司1丁目11
創業／設立	1954年 / 1994年
業 種	一般貨物自動車運送業、第一種貨物運送取扱業、倉庫業、第二種貨物利用運送事業
特 長	北九州市門司区の新門司地区に本社倉庫を構え、九州北部（門司・曾根・朽網・苅田）ならびに九州南部（鹿児島）と、本州（防府・広島・神戸・豊田）を輸送ネットワークで結び、門司と鹿児島に大型倉庫を保有する総合物流企業です。国内各自動車メーカーの部品の保管や輸送を手掛けており、本ファイナンスにより愛知県豊田市で新倉庫を建設しています。



＜同社保有のトラック＞



＜建設中の新倉庫パース図＞

(次ページへ続く)

2.ファイナンスの概要

契約日	2024年11月29日(金)	期間	20年
資金使途	設備資金	取扱店	門司駅前支店

3.設定した新熊本産業のKPI

環境面	◆2024年度中にGHG・CO₂排出量の計測を開始する。 ◆2025年以降、毎年度GHG・CO₂排出量の削減計画をたてて実行する。 ◆2030年度までに全ての営業車両をハイブリッド車とする。 ◆2030年度までに全てのフォークリフトを電動化する。 ◆2025年度までに全ての事業所を省エネ対応・LED化する。 
社会面	◆2025年度以降、女性ドライバーを年間1名以上新規採用する。 ◆労働災害発生件数をゼロにする。 ◆交通違反発生件数をゼロにする。 ◆有給休暇取得日数を平均10日以上とする。 ◆2044年度までGマーク認定を継続する。 ◆2026年度までに門司本社のBCP策定を完了させる。 ◆2028年度までに全ての事業所のBCP策定を完了させる。 
経済面	◆2044年度までISO9001認証を継続する。 

4.その他

(1)インパクト評価

国連環境計画金融イニシアティブが提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」およびポジティブインパクトファイナンスタスクフォースが提唱した「インパクトファイナンスの基本的考え方」に基づき、福岡銀行と株式会社FFGビジネスコンサルティングが共同で評価を実施し、株式会社日本格付研究所から第三者意見*2を取得しています。

*2 株式会社日本格付研究所による第三者意見書は、<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/>

(2)モニタリング体制

福岡銀行は、「ポジティブ・インパクト金融原則」に基づいて構築した内部管理体制のもと、インパクト評価で特定したKPIについて、融資期間中におけるお客さまのインパクトパフォーマンスのモニタリングを実施します。

以 上

《 本件に関するお問合せ先 》
(株)福岡銀行 営業統括部 担当：藤村
TEL 092 - 723 - 2512

<FFG> ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

対象企業：新熊本産業株式会社

(福岡銀行門司駅前支店取引)

2024 年 11 月 29 日

 福岡銀行

 FBCFFGビジネスコンサルティング

株式会社福岡銀行(以下、当行)ならびに株式会社 FFG ビジネスコンサルティングは、当行が新熊本産業株式会社(以下、同社)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたり、同社の活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を共同で分析・評価しました。

分析にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

目 次

<要約>	2
1. 会社概要.....	3
1-1 基本理念	3
1-2 会社概要	5
1-3 事業概要	8
1-4 業界動向	12
2. サステナビリティ活動	16
2-1 Sustainable Scale Index を通じた ESG/SDGs の取り組み内容	16
2-2 同社のサステナビリティ活動	18
3. 包括的分析.....	26
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析	26
3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定	28
3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性.....	29
4. KPI の設定	31
5. マネジメント体制	34
6. モニタリングの頻度と方法	34

<要約>

同社は福岡県北九州市門司区の新門司地区に本社を構え、九州北部(門司・曽根・朽網・苅田)ならびに九州南部(鹿児島)と、本州(防府・広島・神戸・豊田)を 98 台のトラックによる輸送ネットワークで結び、各拠点に大型倉庫を保有する、総合物流企業である。

1954 年の創業以来、焼酎用瓶メーカーと焼酎メーカー間の瓶の輸送のほか、近年では国内各自動車メーカーの部品の保管・輸送を手掛けている。今般事業拡大のため、本ファイナンスにより愛知県豊田市で新倉庫を建設する。

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて同社のサステナビリティ活動等を分析した結果、ポジティブ面では「教育」「雇用」「賃金」「零細・中小企業の繁栄」のインパクトが、ネガティブ面では「気候の安定性」「大気」「資源強度」「廃棄物」「自然災害」「健康および安全性」「社会的保護」「ジェンダー平等」「民族・人種平等」「年齢差別」「その他の社会的弱者」のインパクトがそれぞれ特定された。環境・社会・経済の各項目へ影響を与えるそれらのインパクトをまとめ、インパクトの増大もしくは低減するための取り組みと KPI を設定した。今後、同社の持続可能性を高めるために、当行は達成状況をモニタリングするとともに伴走支援する。

<主な KPI の設定内容>

インパクト	KPI
環境面	・GHG・CO ₂ 排出量の削減
社会面	・女性ドライバーの採用 ・労働災害発生件数ゼロ ・交通違反発生件数ゼロ ・有給休暇取得率の向上 ・G マーク認定の継続取得 ・事業継続計画(BCP)の策定
経済面	・ISO9001 認証の継続取得

<今回実施するファイナンスの概要>

資金使途	設備資金
モニタリング期間	20 年
評価対象期間	2024 年 11 月 29 日～2045 年 3 月 31 日 (つなぎ融資期間も含める) ・中間資金実行日 2024 年 11 月 29 日 ・最終資金実行予定日 2025 年 4 月 18 日 ・最終資金返済期日 2045 年 3 月 31 日

1. 会社概要

1-1 基本理念

同社は福岡県北九州市門司区の新門司地区に本社を置く、1954 年創業の総合物流企業である。創業時から続く、メイン事業のトラック輸送事業に加え、親和性の高い倉庫事業や荷役事業を展開し、関連会社の人材派遣会社による人材輩出のバックアップを得て、取引先の物流面を支えている。

同社が創業した際に本社を設置したのが、当時の福岡県小倉市(現在の小倉北区)の「熊本」であったことから、1994 年に「新熊本産業株式会社」と社名に冠した。

同社はモットーとして「お客様の荷物を安全・確実・迅速に届ける」を定め、そのモットーを継続して実現していくために、取引先のさまざまな物流ニーズに応え、サービスの質を向上させることが、企業発展の重要課題であると認識し、会社方針などの各種方針を制定するとともに、2023 年に品質マネジメントシステムである ISO9001 を取得し、業務の改善を継続的に実施している。

■社長挨拶

弊社は、北九州に本社を設け、昭和29年創業後、輸送及び倉庫業として、全国的な配送網を確立し今日に至っております。

安心・安全を第一に考えて、荷主様のニーズに応えられるよう日々努力をしております。

私たちは、運送を通じて社会・公共への奉仕を最優先すると共に、安全・安心を担う専門輸送会社として永年にわたって培った専門技術を十分に発揮して、最適な状態での輸送をお約束いたします。

輸送の重要性を再確認し、なお一層の輸送の安全とサービスの向上に努め、皆様の多様なご要望にこたえてまいりたい所存でございます。

今後とも、より一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役

佐藤 竜二

<出典:同社ホームページ>

■品質方針

新熊本産業 株式会社本社は（以下、当社）は、輸送及び倉庫業として、全国的な配送網を確立し今日に至っております。運送を通じて社会・公共への奉仕を最優先すると共に、安全・安心を担う専門輸送会社として、常に社会に貢献できる企業を目指し、日々努力をしております。

お客様の多様なニーズに応え、サービスの質を向上させることが企業発展の重要課題であると認識し、ISO9001品質マネジメントシステムを構築し、運用し、継続的改善を行ってまいります。

1 品質マネジメントシステム体制の構築

当社は、お客様のニーズに応え、品質を向上し、お客様が満足していただける活動を行うために、社内体制を整え、業務を遂行してまいります。

2 顧客要求事項及び法令等の遵守

当社の全ての従業者は、お客様の要求事項に加え、関連する法令等及び社内規定を遵守し、責任ある行動をとります。

3 品質目標

当社は品質マネジメントシステムを強化していくために、年次毎に品質目標を掲げ、目標達成のための計画を立て実施いたします。

制定： 2022年3月1日
新熊本産業株式会社
代表取締役

<出典:同社ホームページ>

1-2 会社概要

企業名	新熊本産業株式会社
役 員	代表取締役 佐藤 竜二 安全・品質推進部 取締役専務 小森 時男 事業管理部 取締役 下田 信幸 社長補佐 新熊ロジスティック株式会社代表取締役 取締役 石原 莊太郎 ハラスメント相談室担当 監査役 服部 加奈
本社所在地	福岡県北九州市門司区新門司 1-11
従業員数	138 名 (2024 年 10 月末現在)
資本金	40 百万円
事業内容	・一般貨物自動車運送事業 (1961 年 許認可取得、福陸自第 936 号) ・貨物運送取扱事業 (1986 年 許認可取得、九運自 518 号) ・倉庫業 (1977 年 許認可取得、九州海運局第 84 号) ・第二種貨物利用運送事業 (2012 年 許認可取得、国官参物第 242 号)
事業所	・門司営業所 福岡県北九州市門司区新門司 1-11 ・新門司第二倉庫 福岡県北九州市門司区新門司北 1-5-29 ・神戸営業所 兵庫県神戸市東灘区向陽町東 3-20 ・鹿児島営業所 鹿児島県霧島市隼人町真孝 1715-2 ・広島営業所 広島県広島市安佐南区大塚東 3-5-1 ・防府営業所 山口県防府市国衙 5-3-37 ・苅田営業所 福岡県京都郡苅田町鳥越町 3-4 ・曾根倉庫 福岡県北九州市小倉南区曾根新田北 2-3-10 ・朽網倉庫 福岡県北九州市小倉南区朽網東 5-21-8 ・豊田事業所 愛知県豊田市美山町 5-1-5-101
創業/設立	1954 年/1994 年
沿革	1954 年 高山商会を福岡県小倉市(現・北九州市小倉北区)熊本にて創業 1955 年 一般区域貨物運送業を開始(福陸自第 6640 号) 1961 年 一般貨物自動車運送業を開始(福陸自第 936 号) 1969 年 高山商会を法人化 1976 年 自動車運送取扱業を開始 1977 年 本社敷地 7,229 m ² に建屋 3,917 m ² の倉庫有蓋車庫を新設し、倉庫業を開始(九州海運局第 84 号) 1986 年 貨物運送取扱事業免許を取得(九運自登第 518 号) 1994 年 社名を新熊本産業株式会社へ変更 1996 年 一般区域貨物運送事業の営業区域(山口県)取得

	1997 年 一般区域貨物運送事業の営業区域(九州圏)取得 2004 年 本社所在地の敷地に建屋 790.7 m²の荷捌場を新設 2005 年 福岡県北九州市門司区新門司に新門司営業所、第 2 倉庫を設置、敷地 3301.03 m²、建屋 1,894 m²の倉庫を取得 2009 年 鹿児島県始良郡加治木町に敷地 5,000 m²、建屋 1,120 m²の倉庫を設置 2011 年 鹿児島県霧島市隼人町に隼人倉庫を新設し、加治木倉庫より移転、敷地 5,000 m²、建屋 2,700 m² G マーク(安全性優良事業所)認定取得 2012 年 第二種貨物利用運送事業(内航海運)許可(国官参第 242 号) 資本金 4,000 万円に増資 2013 年 隼人倉庫を隼人営業所とし、翌年、鹿児島営業所とする 2014 年 神戸営業所を開設 2017 年 豊田営業所、広島営業所を開設 2018 年 子会社として新熊ロジスティック株式会社を設立、労働派遣事業を開始 2019 年 防府営業所を開設 2021 年 苅田営業所を開設 現在に至る
主要取引先	石塚硝子株式会社、石硝運輸株式会社、浅井硝子株式会社、日本グリース株式会社、株式会社 NS ロジ西日本、日本通運株式会社、日鉄物流株式会社、日鉄建材株式会社、京セラ株式会社、キムラユニティー株式会社、現代綜合金属ジャパン株式会社、菱中海陸運輸株式会社、株式会社さんふらわあエクスプレス、株式会社丸全九州運輸、マツダロジスティクス株式会社、株式会社安川ロジテック、株式会社ロジコム、ライオン株式会社、錦陵工業株式会社、碧南運送株式会社、カリツー株式会社(順不同(敬称略))



本社外観

<出典:同社提供>

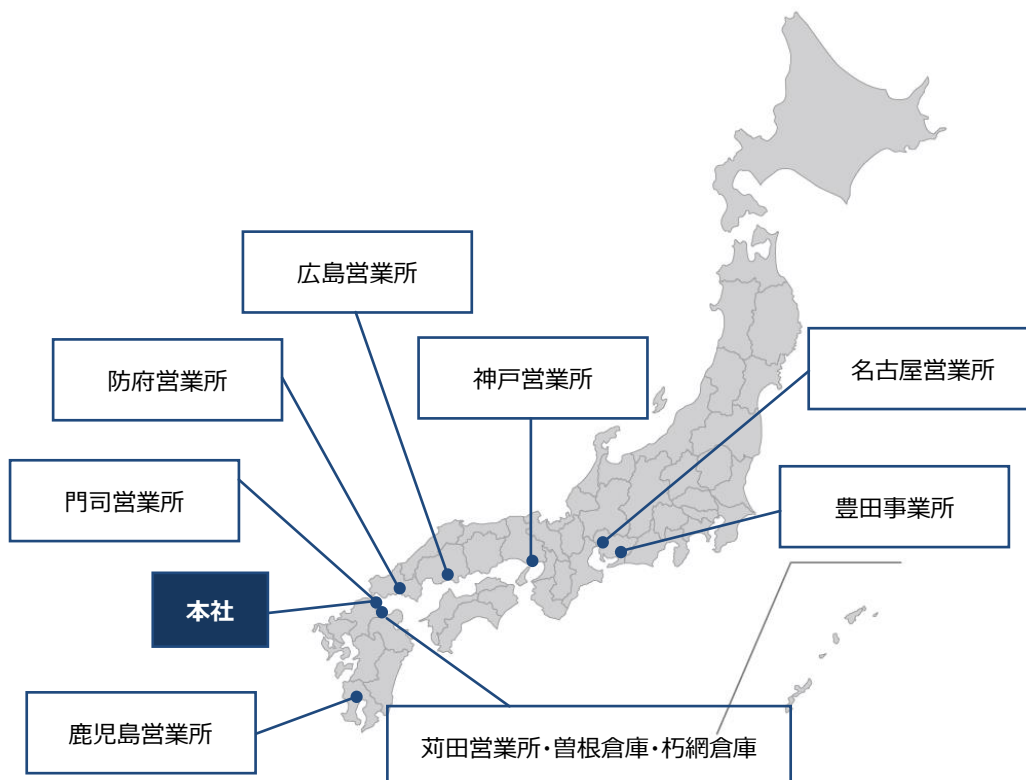
<関連企業>

企業名	新熊ロジスティック株式会社
代表者	代表取締役 下田 信幸(しもだ のぶゆき)
所在地	北九州市門司区新門司 1-11
従業員数	181 名 (2024 年 5 月末現在)
資本金	20 百万円
事業内容	一般労働者派遣業、アウトソーシング

企業名	エスエス協同組合
代表者	小森 時男
所在地	北九州市小倉南区朽網東 5-21-8
従業員数	34 名(うち 33 名は技能実習生) (2024 年 5 月末現在)
事業内容	特定監理事業 ^{※2} 、登録支援機関 ^{※3}

※2 技能実習 1 号(1 年目)・技能実習 2 号(2～3 年目)を監理する事業

※3 特定技能外国人を雇用する際、企業に変わって外国人の支援を行う機関



同社営業拠点一覧

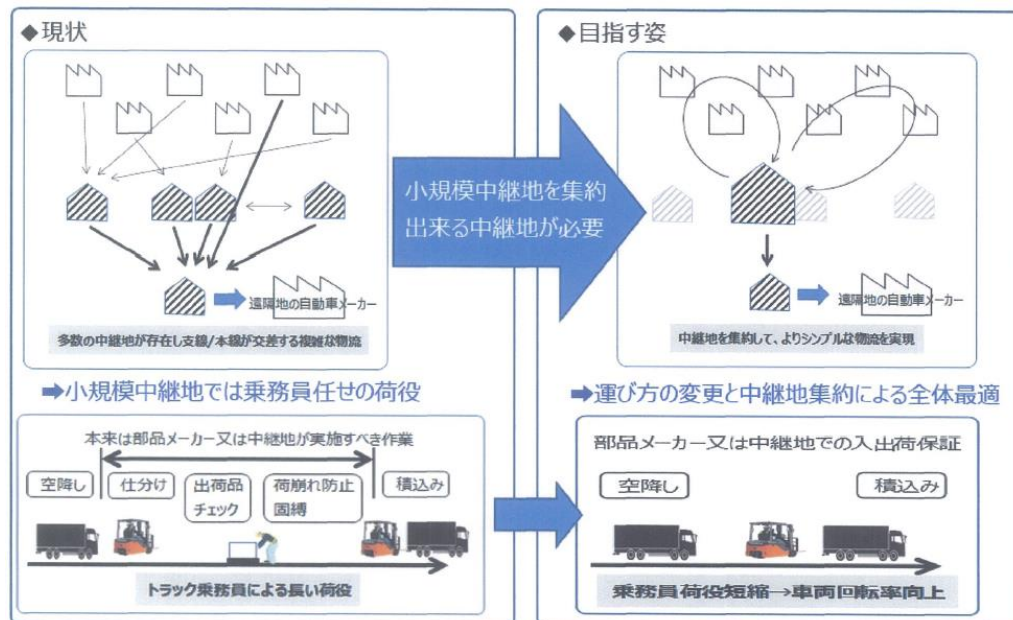
<図:FFG ビジネスコンサルティング作成>

1-3 事業概要

同社の主力事業は、①陸上輸送、②海上輸送、③倉庫事業、④荷役事業の4事業である。創業時、日本各地で製造された焼酎用瓶を鹿児島の焼酎メーカーへ輸送することが中心であったが、業歴70年のノウハウと、多彩な設備の保有により、取引先の業種は多岐にわたり、近年では自動車メーカー部品の保管・輸送が中心となっている。

事業内容	
① 陸上輸送	③ 倉庫事業
② 海上輸送	④ 荷役事業

2005年、物流総合効率化法^{※4}が施行され、同社は効率的な物流体系の構築を図るため、小規模中継地の集約や車両の大型化による輸送効率の向上を促進している。



<出典:同社提供>

※4「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流総合効率化法)」は、流通業務(輸送、保管、荷さばき及び流通加工)を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定や支援措置等を定めた法律のこと



同社の保有トラック



同社門司第二倉庫

<出典:同社提供>

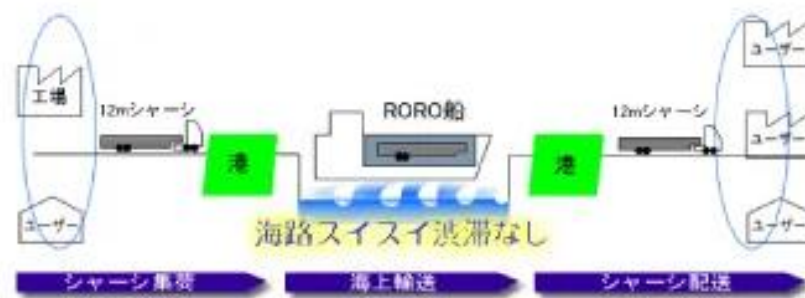
①陸上輸送

トラックによる一般貨物輸送は、創業時から続く同社の主力事業である。輸送する製品の特性に応じて、フルエアサスペンション車、積載緩和車輛など、98 台の保有車輛を使い分ける。保有する全車両にデジタルタコグラフ、ドライブレコーダーを搭載し、安全運転はもとより、製品輸送中の管理を徹底している。

・保有車両(2024 年 10 月末現在)

車種	門司	鹿児島	神戸	広島	防府	苅田	計
10t 平	11 台						11 台
10tW	4 台	5 台	2 台	12 台	19 台	15 台	57 台
トレーラーヘッド	7 台	4 台					11 台
7tW	2 台	1 台					3 台
5tW						1 台	1 台
4t 平	1 台					1 台	2 台
2t 平	1 台						1 台
ローリー			2 台				2 台
ウイングシャーシ	3 台						3 台
40f3 軸	3 台						3 台
20f3 軸	3 台						3 台
20f2 軸	1 台						1 台
合計	36 台	10 台	4 台	12 台	19 台	17 台	98 台

②海上輸送



<出典:同社ホームページ>

長距離輸送においてはトラックによる陸上輸送に限らず、全国主要拠点にある同社の協力業者との連携により、フェリー等の併用による複合一環輸送を展開し、モーダルシフト※5 に努め、GHG・CO₂ 排出量の抑制およびドライバーの労働時間短縮、経済効率の向上を目指している。

※5 トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること

③倉庫事業

④荷役事業

陸上輸送事業と親和性の高い倉庫事業、荷役事業を展開し、ワンストップ物流と資材管理を請け負う強みをもつ。輸出入貨物の集配・中継・保管の拠点としての機能をも集積し、最新の保管管理システムを駆使して貨物の厳格な管理が行われている。



同社鹿児島営業所



同社広島営業所

<出典:同社提供>

<保有倉庫(2024年5月末現在)>

倉庫名	倉庫面積	倉庫名	倉庫面積
本社倉庫	3,312.00 m ²	苅田倉庫	2,224.45 m ²
新門司第二倉庫	1,894.00 m ²	朽網倉庫	1,322.30 m ²
鹿児島倉庫	2,187.38 m ²	曽根倉庫	1,669.33 m ²

<新設中の豊田倉庫の特徴>

① 25 メートルトレーラーの出入りが可能

排気量及びドライバー 1 名に対する積載量の拡大が期待できる 25 メートルトレーラーの入出庫を可能にする設計を採用し、生産性向上及び CO₂ の排出抑制を行う。物流業界の 2024 年問題における労働力不足を補う。

② 断熱シートを倉庫の全壁面に採用

従業員が働きやすい環境づくりのため、冷暖房設備を完備すると同時に、倉庫壁面には断熱シートを採用することで電力消費量の削減にも貢献する。

③ 倉庫天井はダブル折板屋根

屋根の折板屋根を二重構造にすることで、直射日光による倉庫内温度の上昇を抑制し、空調利用によるエネルギー消費を削減する。



現在建設中の豊田倉庫(愛知県豊田市前林町)

<出典:同社提供>

1-4 業界動向

国内貨物輸送量は輸送重量(トンベース)では、国内貨物輸送量は、ほぼ横ばいで推移していたが、2020 年度は新型コロナウイルス影響により大幅に減少し、その後回復している。

国内貨物のモード別輸送(トンキロベース)は、自動車が約 5 割、内航海運が約 4 割を占め、鉄道の占める割合は全体の 5 %程度となっており、依然として自動車輸送割合は高く、排気ガスに関する環境問題及び 2024 年問題と称されるトラックドライバーの労働時間問題が課題としてあげられる。2018 年 6 月改正の「働き方改革関連法」に基づき、自動車の運転業務の時間外労働についても、法施行(2019 年 4 月)の 5 年後(2024 年 4 月)より、年 960 時間(休日労働含まず)の上限規制が適用されている。併せて、厚生労働省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」(貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象)により、拘束時間等が強化されている。

○主な改正内容

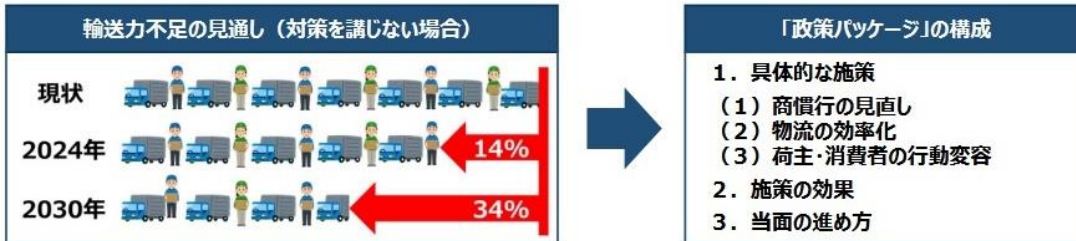
	現 行	令和 6 年 4 月～
時間外労働の上限 (労働基準法)	なし	年960時間
拘束時間 (労働時間+休憩時間) (改善基準告示)	【1 日あたり】 原則 13時間 以内、最大 16時間 以内 ※15時間超は 1 週間 2 回以内 【1 ヶ月あたり】 原則、293時間 以内。ただし、労使協 定により、年3,516時間を超えない範 囲内で、320時間まで延長可。	【1 日あたり】 ・ 原則 13時間 以内、最大 15時間 以内。 ・ 宿泊を伴う長距離運行は週 2 回まで16時間 ※14時間超は 1 週間 2 回以内 【1 ヶ月あたり】 原則、年3,300時間、284時間 以内。ただし、 労使協定により、年3,400時間を超えない範囲 内で、310時間まで延長可。

(出典：「貨物輸送の現況について」国土交通省 総合政策局 物流政策課 2023 年 7 月)

2023 年 6 月に我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議(第 2 回)が開催され、物流の 2024 年問題への対応に向け、荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)一般消費者が協力して、今後の物流を支えるための環境整備に向け、(1)商慣行の見直し、(2)物流の効率化、(3)荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策として「物流革新に向けた政策パッケージ」が決定した。

「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント（案）

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。
- さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。



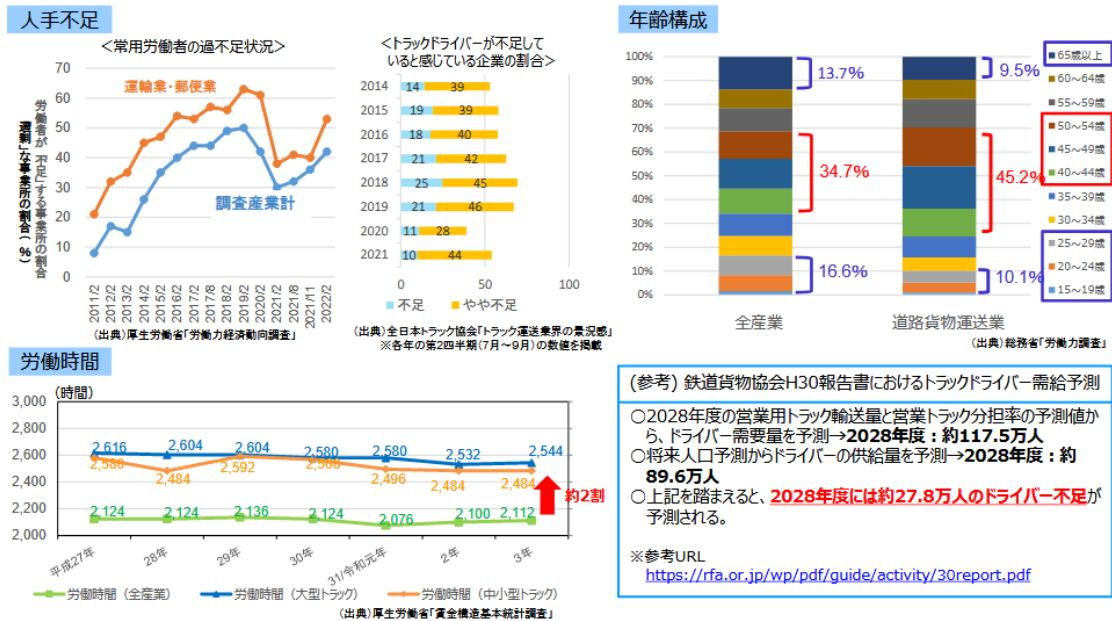
荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。

中長期的に継続して取り組むための枠組みを、**次期通常国会での法制化**も含め確実に整備。

トラックドライバーの働き方改革

法律・内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
時間外労働の上限規制 (年720時間)の適用 【一般則】		大企業に 適用	中小企業 に適用	適用			
時間外労働の上限規制 (年960時間)の適用 【自動車運転業務】							適用
年休5日取得 義務化		適用	適用				
月60時間超の時間外割増 賃金引き上げ (25%→50%) の 中小企業への適用						適用	適用

（出典：「我が国の物流を取り巻く現状と取組状況」2022年9月2日経済産業省・国土交通省・農林水産省）



(出典：「我が国の物流を取り巻く現状と取組状況」2022年9月2日経済産業省・国土交通省・農林水産省)

トラックドライバーの年間労働時間は全産業平均に比べ2割程度長く、労災請求件数、支給決定件数ともに、最も多い業種となっており、労働環境を改善する必要があるなかで、2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限(休日を除く年960時間)規制が適用されている。

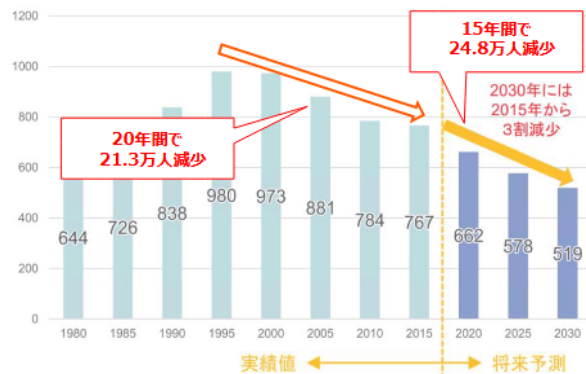
物流分野における労働力不足が近年顕在化しており、トラックドライバーが不足していると感じている企業は増加傾向にある。

年齢構成は全産業平均より若年層と高齢層の割合が低く、中年層の割合が高いほか、労働時間も全産業平均より約2割長い。

我が国の生産年齢人口は中長期的に減少傾向にあり、65歳以上の人口が増加していく。トラックドライバーについては、労働環境(労働時間、業務負荷等)から人材確保が容易ではなく、全産業に比して、平均年齢が3～6歳程度高い。

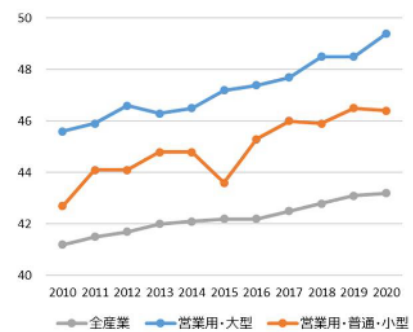
また、道路貨物運送業は65歳以上の就業者の割合も少ない業種となっており、対策を講じなければ、担い手の減少が急速に進んでいくおそれがある。

道路貨物運送業の運転従事者数の推移



(出典) 日本ロジスティクスシステム協会 (JLS) 「ロジスティクスコンセプト2030」2020年2月

トラックドライバーの平均年齢の推移



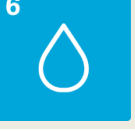
「賃金構造基本統計調査」より経済産業省作成
 令和2年に調査項目及び調査方法の見直しが行われたため、令和元年以前については、「令和2年調査」と同じ推計方法を用いた過去の集計を用いた。

(出典: 「我が国の物流を取り巻く現状と取組状況」2022年9月2日経済産業省・国土交通省・農林水産省)

2.サステナビリティ活動

2-1 Sustainable Scale Index を通じた ESG/SDGs の取り組み内容

当行では、株式会社福岡フィナンシャルグループの 100%子会社であるサステナブルスケール社と九州大学が共同で構築したスコアリングモデル「Sustainable Scale Index」を用いて、企業の ESG/SDGs の取り組みを指標化し、評価している。同社の SDGs の取り組みは以下のとおりである。

SDGs 取り組み内容	
	● -
	● 高齢者の延長雇用制度の整備
	● -
	● 安全衛生方針の策定
	● 従業員の研修及びキャリア開発をサポートする会社方針の策定
	● ジェンダー平等に関する方針の策定 ● コンプライアンスやハラスメントに関する相談窓口や通報窓口の設置
	● -
	● -
	● 将来的な上場の検討 ● 障がいを持つ従業員の採用

<同社の Sustainable Scale Index より抜粋>

スコアリングモデルは約 200 項目の二者択一方式で構成しており、類似同業者との相対評価で、回答企業の立ち位置を把握することが出来る。

SDGs 取り組み内容	
	● -
	● コンプライアンスやハラスメントに関する相談窓口や通報窓口の設置 ● 高齢者の延長雇用制度の整備 ● ジェンダー平等に関する方針の策定
	● -
	● 廃棄物削減・分別・リサイクル推進
	● -
	● 廃棄物削減・分別・リサイクル推進
	● -
	● 法令遵守の徹底 ● 汚職・贈賄収行為を禁止する社内規定の策定 ● コンプライアンスやハラスメントに関する相談窓口や通報窓口の設置
	● 地元人材の積極的採用 ● 地域の産業振興に関する事業の参画 ● ボランティア活動の実施

<同社の Sustainable Scale Index より抜粋>

2-2 同社のサステナビリティ活動

(1) 環境面での活動

① GHG・CO₂ 排出量の抑制

同社が保有する全車両にデジタルタコグラフとドライブレコーダーを導入しており、走行速度と走行距離の管理を徹底することで、安全運転はもとより、急加速・急減速等の抑制による燃費効率の向上を図り、GHG・CO₂ 排出量の削減に努めている。

同社が保有するトラックはリース期間満了の都度、順次低排出ガスを導入している。また倉庫内で 17 台のフォークリフトが稼働中であるが、そのうち 12 台が電動式である。今後も買い替えの都度、電動式に切り替えていく予定である。

また営業用車両も 13 台のうち 3 台がハイブリッド車であり、こちらも買い替えのタイミングで順次ハイブリッド車または EV に切り替えていく。

また同時に事務所・倉庫など、照明の LED 化を進めている。本社倉庫では、水銀灯に替わる高天井用省エネ照明無電極ランプ「エコ太郎」を導入するなど、順次省電力化・LED 化を進め、2025 年度までにはすべての照明の LED 化を完了する予定である。

同社では、これまで GHG・CO₂ 排出量の具体的な削減目標を設定していなかったが、2024 年度中に計測を開始し、2025 年度に削減目標を掲げ、実行に移していくものとする。

<保有フォークリフト内訳>

拠点	総台数	うち軽油	うち電動
曽根倉庫	2 台	1 台	1 台
朽網倉庫	1 台	0 台	1 台
広島営業所	1 台	1 台	0 台
防府営業所	1 台	0 台	1 台
鹿児島営業所	3 台	1 台	2 台
門司営業所	8 台	2 台	6 台
苅田営業所	1 台	0 台	1 台
合計	17 台	5 台	12 台



同社のトラック

<出典:同社提供>



同社の電動フォークリフト

<FFG ビジネスコンサルティング撮影>



施工前(水銀灯 400W×30 灯)



省エネ施工後(エコ太郎 150W×30 灯)

<出典:同社提供>

②廃棄物のリサイクル

運送業または倉庫業で必ず使用される木製パレットや段ボールなどの梱包用資材は、劣化したものを廃棄することになるが、廃棄の際は素材ごとに分別仕分けを行い、リサイクル業者に引き渡ししている。



リサイクル用木製パレット



廃棄用資源ごみ

<FFG ビジネスコンサルティング撮影>

(2)社会面での活動

③労働安全衛生と非常時対策

■乗務作業とリフト作業の分業化

運送業務における乗務作業と、リフト作業を分業とすることで残業時間を削減し、精神的・身体的ストレスの軽減に努めている。リフト作業は後続車の待機状況や安全な積み上げ、かつ荷台へ無駄のない積み上げ等から、高い技術が求められる。また乗務資格とリフト資格の両資格を取得することをドライバー雇用の際の条件としているため、従業員確保に一定のハードルと時間を要することになっていた。これらの障壁を解消する手段として、リフト作業を専門で行う従業員を倉庫へ常駐させ、同社の運送トラックだけでなく、他社の貨物のリフト作業も行える体制づくりを整えている。

■安全パトロール活動

独立した安全パトロール専門の従業員を配置し、第三者目線で倉庫内でのリフト作業における輪止め設置作業の状況や、フォークリフト乗降時の安全確認など、チェック項目の点検を行うことで

安全意識の低下を防いでいる。

■ デジタコ・ドラレコの確認

同社が保有する全車両にデジタルタコグラフ・ドライブレコーダーを搭載しており、各営業所の所長が定期的に情報確認し、急発進・急停車の有無、事故・違反の有無を把握することで、交通事故・交通違反ゼロの実現を目指している。

■ 無事故表彰

受注取引先の株式会社ユーネットランスから、安全輸送において表彰されている。



ユーネットランスからの表彰状
＜FFG ビジネスコンサルティング撮影＞

■ アルコールチェックの実施

飲酒運転が行われないよう、始業時に必ずアルコールチェックを実施するよう就業規則に明記して実践している。

■ 事業継続計画(BCP)の策定

自然災害等による緊急物資輸送など社会から求められる物流機能をいかに担うことができるか、顧客のサプライチェーンをいかに確保するか等、現在、同社は BCP 策定を準備中であり、2030 年度までに全拠点での策定完了を目指している。

■ 運輸安全マネジメントの制定・運用

運輸安全マネジメントを、門司、鹿児島、神戸、広島、防府の各営業所で「製品事故」「輸送トラブル」「労災事故」「交通違反」「自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故」の 5 項目において発生ゼロを目指す方針を決定し、毎年発生件数の集計と改善を繰り返し行っている。

<運輸安全マネジメント(門司営業所)>

令和5年度運輸安全マネジメントの取組み(令和5年8月1日～6年7月31日)

<安全方針：輸送の安全確保は我が社の根幹>

【輸送の安全運動(事故防止目標)】

(1)交通事故・製品事故の目標と結果

- ①製品事故
- ②輸送トラブル
- ③労災事故
- ④交通違反
- ⑤自動車事故報告規則第2条に規定する事故

令和6年度		令和5年度	
目標	実績	目標	実績
0件	-	0件	3件
0件	-	0件	5件
0件	-	0件	2件
0件	-	0件	0件
0件	-	0件	0件

- (2)輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統の徹底
- (3)エコドライブの実施

【目標達成のための計画】

- ①年間教育計画を作成の上、社内安全会議を年3回開催し運転者教育
- ②出社時の検知器によるアルコールチェック及び各自に配布したハンディタイプの検知器によるアルコールチェックを徹底
- ③毎月1回、車両事故ゼロの日を策定し実施
- ④事故、災害等に関する報告連絡体制の確立
- ⑤車両は計画的に最新の安全性能型式へ代替
- ⑥デジタコグラフ、ドライブレコーダー及びバックアイカメラを搭載してきた実績を例として輸送の安全性能向上に寄与する設備投資
- ⑦3か月法定点検の完全実施
- ⑧春・秋の全国交通安全運動にあわせた事故防止運動を重点的に展開するほか、独自の方策として夏・年末年始の交通安全運動を実施するなど年4回の安全運動を展開し、輸送の安全性向上に努める

【安全に関するチェック・業務の改善】

- (1)安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名するものを実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検する為、少なくとも年に2回、9月・3月に輸送の安全に関する内部監査を実施。又重大な事故、災害が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施。
- (2)安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した結果、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全確保の為に必要な方策を検討し、必要に応じて是正措置又は予防措置を講じる。

【情報の公開】

- (1)毎年7月末決算後100日以内に外部に対して次の事項を公表する。公表方法は、社内掲示板に書面を掲示して行う。
 - ①輸送の安全に関する基本的な方針
 - ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (2)輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合は、その内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を遅延なく公表。

新熊本産業門司営業所

<出典:同社ホームページ>

＜労災事故と交通違反の発生件数＞

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
労災事故	1 件	2 件	2 件
交通違反	0 件	0 件	0 件

■ G マーク認定取得

同社はGマーク^{※6}認定取得事業者であり、運送事業者として安全の実現及び維持向上に尽力している。



※6 公益社団法人全日本トラック協会が、トラック運送事業者の交通安全対策などへの事業所単位での取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を認定する制度。Gマーク取得事業者は未取得事業所に比べ事故の割合が半数以下というデータからも安全性の実現の高さが窺える。

■ 健康づくり

ふくおか健康づくり県民運動^{※7}において、「がん検診の受診率の向上」を宣言し、従業員へがん検診の受診を呼び掛けている。

※7 福岡県では、県民の健康寿命の更なる延伸を目指し、産官学の連携した取り組みで、県民の健康づくりを県民運動として展開している。特定健診・がん検診を毎年受診するとともに、家族や隣人、同僚にも健(検)診の受診を呼びかけ、福岡県全体で特定健診受診率 70%以上、がん検診受診率 50%以上を目指している。



■ 時間外労働の削減と有給休暇の取得

同社では時間外労働時間を管理し、労働時間の短縮を図っている。全社員が有給休暇の取得計画を立て、取得しやすい環境づくりを行っている。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
平均時間外労働時間/月	11 時間	9 時間	11 時間
平均有給休暇取得日数/年	8 日	9 日	8 日

④ガバナンスの強化

■会社方針の共有

会社方針を社長室や会議室に掲示するとともに、朝礼時に社員全員で復唱するなど、共有している。

■コンプライアンスの徹底

法令遵守を就業規則に明記し、重要性を社員へ発信するとともに、社員向けコンプライアンス研修により、周知徹底している。

■ハラスメントの禁止

セクシャルハラスメントやパワーハラスメントは就業規則で明確に禁止しており、通報窓口を設置するとともに、従業員への研修を通じて周知徹底を行っている。

⑤人材の育成

従業員の大型自動車免許およびフォークリフト運転特別教育の取得・受講について、同社は資格取得費用を補助している。安全教育の繰り返し体制の構築のために、管理者を対象に株式会社ユーネットランス(本社:愛知県豊田市)による社外研修を受講させているほか、年間教育計画を作成の上、社内安全会議を年2回開催し、運転者教育に努めている。

⑥地元人材の積極採用

関連会社である人材派遣会社「新熊ロジスティック株式会社」と連携し、外国人技能実習生や女性従業員を積極的に採用している。新熊ロジスティック株式会社では「人材派遣」「アウトソーシング」「人材紹介」などのサービスを提供しているが、同社への人材派遣も行っており、多様な人材を登用している。

⑦地域貢献活動

■スポーツ・文化振興活動への貢献

自動車部品輸送を請け負っているマツダ自動車のラグビーチームのスポンサー企業としてスポーツ・文化振興活動に力を入れている。



ラグビーチーム マツダスカイアクティブズ広島の試合用ユニフォーム
＜FFG ビジネスコンサルティング撮影＞

■地域交流

地域の祭りにて神輿を担ぐなど、地域交流・活性化を積極的に行っている。



戸上神社秋季例大祭
＜出典:同社提供＞

⑧ダイバーシティ経営

同社の従業員は、約 9 割が男性と、男性の比率が高いものの、内勤においては約 3 割が女性であり、トラック乗務員でも、現在女性が 5 名勤務している。女性従業員の採用と育成に注力しており、トイレ・休憩室の充実等、女性従業員がより働きやすい職場環境の整備を行っている他、公平で公正な人事規定を適用しており、現在女性 1 名が管理職へ登用されている。

障がいのある人は現在 1 名が就労しており、適性に応じた配置を行っている。業務や、昇進・昇格の際に、女性、外国人、障がいのある人、高齢者等の差別的待遇がないよう、公正な社内基準を設け、70 歳までの延長雇用も含め、就業規則に記載している。給与や賞与については賃金規定を定めている。

(2024 年 5 月末現在)

区分	項目	内勤	作業	乗務員	計
男性	正社員	15 人	14 人	93 人	122 人
	パート	1 人	0 人	0 人	1 人
女性	正社員	6 人	1 人	5 人	12 人
	パート	3 人	0 人	0 人	3 人
合計		25 人	15 人	98 人	138 人

⑨仕事と子育ての両立

同社では従業員の子どもが中学校を卒業するまでの期間、手当を支給することにより、子育て世代である従業員の応援と長期雇用を実現し、少子高齢化問題の解決につなげている。過去 3 年間で月額 5,000 円の手当を 6 名が受給している。

(4)経済面での活動

⑩ISO9001 認証取得

2023 年 11 月、インターテック・サーティフィケーション株式会社より、国際品質マネジメント規格 ISO9001 の認証を取得している。

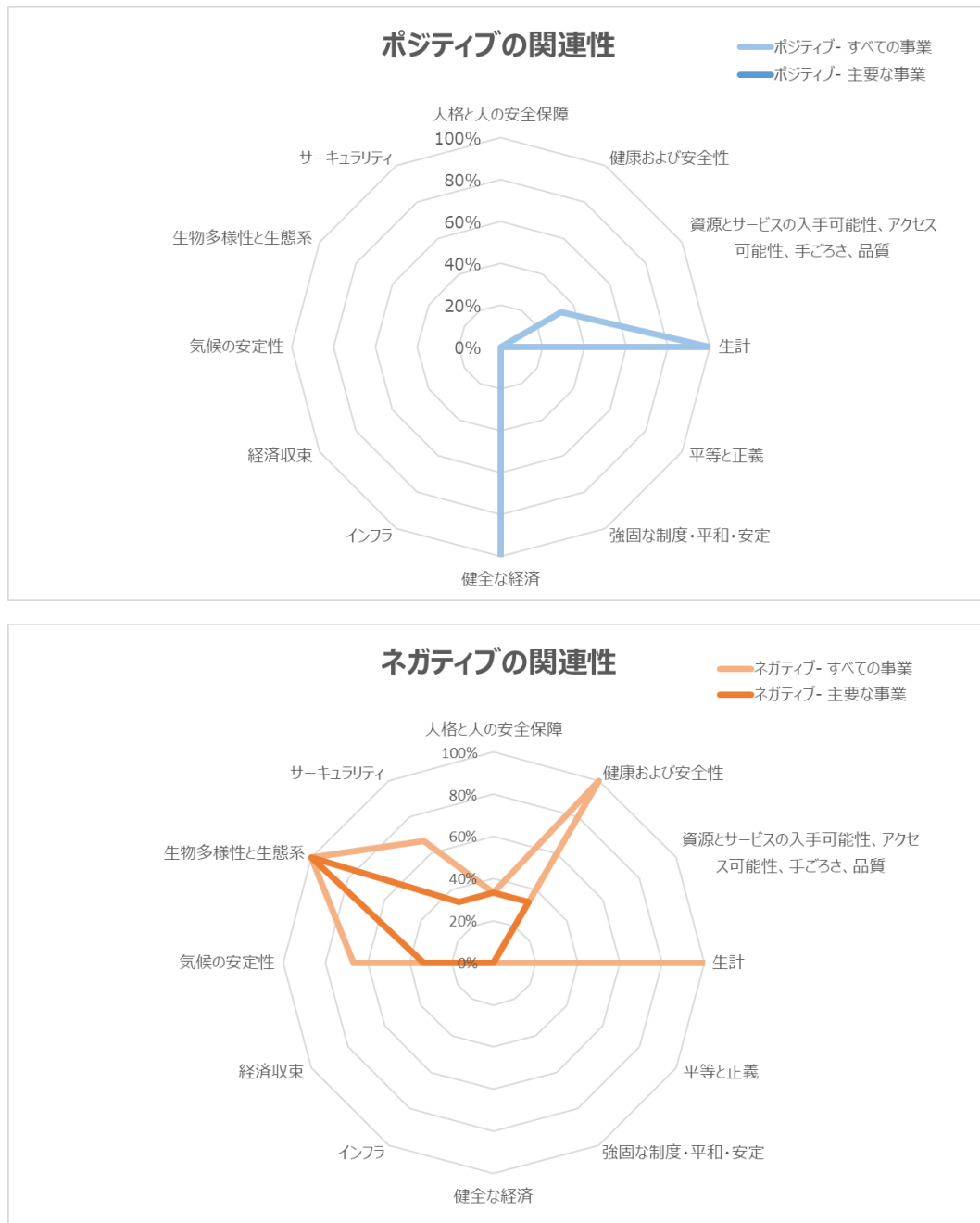


<出典:同社提供>

3.包括的分析

3-1UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

本ファイナンスでは、同社の事業を、国際標準産業分類における「陸路貨物運送業(コード4923)」「倉庫保管業(コード5210)」「荷役業(コード5224)」として整理した。その前提のもとで UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて分析した結果、ポジティブ・インパクトエリア/トピックとして「移動手段」「雇用」「賃金」「零細・中小企業の繁栄」が、ネガティブ・インパクトエリア/トピックとして「気候の安定性」「大気」「土壌」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」「自然災害」「健康および安全性」「社会的保護」が抽出された。



<UNEP FI のインパクト分析ツールによるインパクトエリア/トピック>

インパクトエリア	インパクトトピック	全セクター		個別要因を考慮して特定した インパクトエリア/トピック	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
環境					
気候の安定性			●		●
生物多様性と生態系	水域				
	大気		●		●
	土壌		●		—
	生物種		●		—
	生息地		●		—
サーキュラリティ	資源強度		●		●
	廃棄物		●		●
社会					
人格と人の安全保障	紛争				
	現代奴隷				
	児童労働				
	データプライバシー				
	自然災害		●		●
健康および安全性			●		●
資源とサービスの入手 可能性、アクセス可能 性、手ごろさ、品質	水				
	食料				
	エネルギー				
	住居				
	健康と衛生				
	教育			●	
	移動手段	●		—	
	情報				
	コネクティビティ				
	文化と伝統				
ファイナンス					
生計	雇用	●		●	
	賃金	●		●	
	社会的保護		●		●
平等と正義	ジェンダー平等				●
	民族・人種平等				●
	年齢差別				●
	その他の社会的弱者				●
経済					
強固な制度・平和・安定	法の支配				
	市民的自由				
健全な経済	セクターの多様性				
	零細・中小企業の繁栄	●		●	
インフラ					
経済収束					

3-2 個別要因を考慮したインパクトエリア/トピックの特定

同社のサステナビリティに関する活動や事業活動を同社のホームページ、提供資料、ヒアリングなどから網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境や企業の特徴等を勘案して、前述のインパクト分析結果により抽出されたポジティブ・ネガティブインパクトに対し、同社の活動により環境・社会・経済へ影響を与えるインパクトエリア/トピックを特定した。

その結果、同社のサステナビリティ活動に関連のある、ポジティブインパクトトピックにおいて「教育」を、ネガティブインパクトトピックにおいて「ジェンダー平等」「民族・人種平等」「年齢差別」「その他の社会的弱者」を、それぞれ追加した。一方、ポジティブインパクトトピックの「移動手段」は、人の輸送は行っていないことから、ネガティブインパクトトピックの「土壌」「生物種」「生息地」は、道路開発を行っていないことから、それぞれ削除した。

3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性

同社の特定されたインパクトエリア/トピックに対する、同社のサステナビリティ活動との関連性は以下のとおりである。

<環境面のインパクト>

インパクトエリア/トピック	テーマ	活動内容
<ネガティブ> ・気候の安定性 ・大気	・GHG・CO₂ 排出量の抑制	・新型トラックへの切り替え ・デジタコ導入による燃費向上 ・電動フォークリフトへの切り替え ・ハイブリッド車への切り替え ・全事業所の省エネ化・LED 化
・資源強度 ・廃棄物	・廃棄物のリサイクル	・木製パレット・段ボールの分別処理・リサイクル

<社会面のインパクト>

インパクトエリア/トピック	テーマ	取り組み内容
<ポジティブ> ・教育 ・賃金	・人材の育成	・フォークリフト資格取得支援
・雇用	・地元人材の採用 ・ダイバーシティ経営	・外国人技能実習生の採用 ・女性ドライバーの採用 ・障がいのある人の雇用 ・定年延長制度の導入
<ネガティブ> ・自然災害	・労働安全衛生と非常時対策	・事業継続計画(BCP)の策定
・健康および安全性	・飲酒運転の撲滅	・始業前のアルコールチェックの徹底

・社会的保護 ・ジェンダー平等 ・民族・人種平等 ・年齢差別 ・その他の社会的弱者	・Gマーク認定 ・健康づくり ・人材の育成 ・仕事と子育ての両立 ・地元人材の採用 ・ダイバーシティ経営	・認定の継続 ・安全パトロールチェックの実施 ・運輸安全マネジメントの制定・運用 ・がん検診への受診呼び掛け ・資格取得費用の補助 ・手当の支給 ・女性ドライバーの採用 ・女性管理職の登用 ・外国人技能実習生の採用 ・定年延長制度の導入 ・障がいのある人の雇用 ・ハラスメント研修の実施
---	---	--

<経済面のインパクト>

インパクト領域	テーマ	取り組み内容
<ポジティブ> ・零細・中小企業の繁栄	・品質マネジメント規格の認証取得	・ISO9001 認証の継続

4.KPI の設定

特定されたインパクト領域、それに関連するサステナビリティ活動について、本ファイナンス期間において以下のとおり KPI が設定された。

<環境面の KPI>

インパクトレーダーとの関連性	気候の安定性、大気
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	GHG・CO ₂ 排出量の抑制
取り組み内容	・GHG・CO₂ 排出量の測定を開始と削減計画の策定・実施 ・電動フォークリフトへの切り替え ・ハイブリッド車への切り替え ・全事業所の省エネ化・LED 化
SDGs との関連性	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。  
KPI(指標と目標)	・2024 年度中に GHG・CO₂ 排出量の計測を開始する。 ・2025 年以降、毎年度 GHG・CO₂ 排出量の削減計画をたてて実行する。 ・2030 年度までに全ての営業車両をハイブリッド車とする。 ・2030 年度までにすべてのフォークリフトを電動化する。 ・2025 年度までに全事業所を省エネ対応・LED 化する。 (目標年度までに達成した KPI に関しては新たな目標設定を検討する)

<社会面の KPI>

インパクトレーダーとの関連性	雇用、ジェンダー平等
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大、ネガティブ・インパクトの低減

テーマ	地元人材の採用、ダイバーシティ経営
取り組み内容	・女性ドライバーの採用
SDGs との関連性	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。  
KPI(指標と目標)	・2025 年度以降、女性ドライバーを年間 1 名以上新規採用する。

インパクトレーダーとの関連性	健康および安全性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	労働安全衛生と非常時対応
取り組み内容	・労働災害発生件数ゼロ ・交通違反発生件数ゼロ ・有給休暇取得日数の増加 ・G マーク認定の継続
SDGs との関連性	3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 8.5 2030 年までに、若者や障がい者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。  
KPI(指標と目標)	・労働災害発生件数をゼロにする。 ・交通違反発生件数をゼロにする。 ・有給休暇取得日数を平均 10 日以上とする。 ・2044 年度まで G マーク認定を継続する。

インパクトレーダーとの関連性	自然災害
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	BCP 策定
取り組み内容	・事業継続計画(BCP)の策定
SDGs との関連性	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 
KPI(指標と目標)	・2026 年度までに門司本社の BCP 策定を完了させる。 ・2028 年度までに全事業所で BCP 策定を完了させる。 (目標年度までに達成した KPI に関しては新たな目標設定を検討する)

<経済面の KPI>

インパクトレーダーとの関連性	零細・中小企業の繁栄
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	品質マネジメント規格の認証取得
取り組み内容	・ISO9001 認証を継続する
SDGs との関連性	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 
KPI(指標と目標)	・2044 年度まで ISO9001 認証を継続する

5. マネジメント体制

同社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、佐藤竜二代表取締役を最高責任者に、小森時男取締役専務を管理責任者とし、日々の業務やその他活動を棚卸することで、自社の事業活動とインパクトレーダーとの関連性について検討した。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行後、返済期限までの間においても、事業管理部を中心とした関係部署などとの連携体制を構築することで KPI の達成を図っていく。

最高責任者	佐藤 竜二 代表取締役
管理責任者	小森 時男 取締役専務
担当部署	事業管理部

6. モニタリングの頻度と方法

本件で設定した KPI の進捗状況は、当行の担当者が年に 1 回以上、同社との会合を設けることで確認する。当行はモニタリングの結果を検証し、当初想定と異なる点があった場合には、同社に対して適切な助言・サポートを行い、KPI の達成を支援する。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持・向上していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合には、当行と同社で協議の上、再設定を検討する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、当行と株式会社 FFG ビジネスコンサルティングが共同で作成したものです。
2. 本評価書は、当行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、当行と株式会社 FFG ビジネスコンサルティングが独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。
4. 本評価書の著作権は当行ならびに株式会社 FFG ビジネスコンサルティングに帰属します。当行ならびに株式会社 FFG ビジネスコンサルティングによる事前承諾を受けた場合を除き、本評価書に記載された情報の一部あるは全部について複製、転載、または配布、印刷など、第三者の利用に供することを禁じます。

<評価書作成者および本件問い合わせ先>

株式会社福岡銀行
営業統括部 サステナビリティ推進グループ
兼 FFG ビジネスコンサルティング
調査役 藤村 重利
副調査役 坂本 優樹
〒810-8693
福岡市中央区大手門 1-8-3
TEL : 092-723-2512

第三者意見書

2024 年 11 月 29 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

新熊本産業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社福岡銀行

評価者：株式会社福岡銀行、株式会社 FFG ビジネスコンサルティング

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社福岡銀行（「福岡銀行」）が新熊本産業株式会社（「新熊本産業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、福岡銀行及び株式会社 FFG ビジネスコンサルティング（「FFG ビジネスコンサルティング」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。福岡銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、FFG ビジネスコンサルティング及び株式会社長崎経済研究所（「長崎経済研究所」）と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、福岡銀行及び FFG ビジネスコンサルティング、長崎経済研究所にそれを提示している。なお、福岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにお

ける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

福岡銀行及び FFG ビジネスコンサルティングは、本ファイナンスを通じ、新熊本産業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、新熊本産業がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

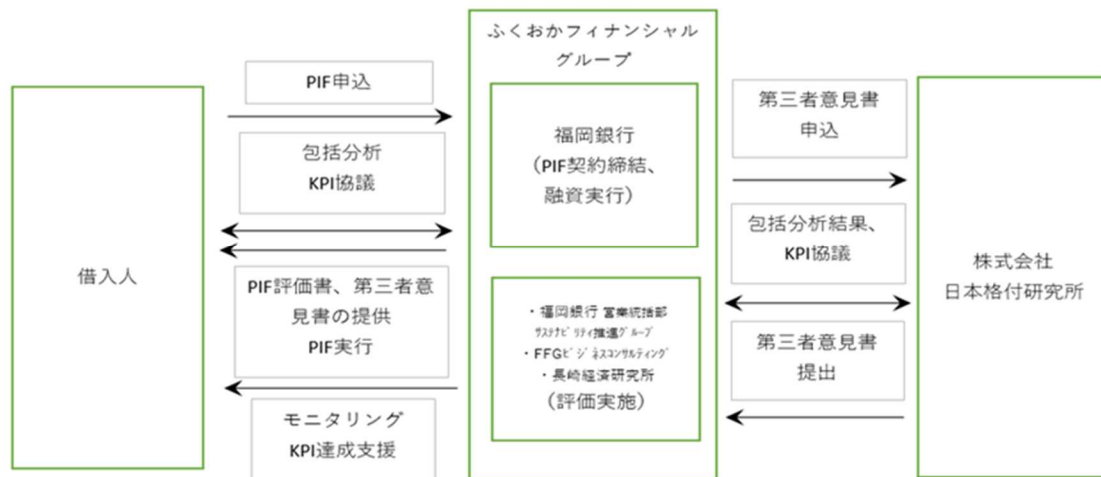
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、福岡銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 福岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：福岡銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、福岡銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、福岡銀行及び FFG ビジネスコンサルティング、長崎経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て福岡銀行及び FFG ビジネスコンサルティングが作成した評価書を通して福岡銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、福岡銀行及び FFG ビジネスコンサルティングが、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジテ

ィブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である新熊本産業から貸付人・評価者である福岡銀行及び評価者である FFG ビジネスコンサルティングに対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

望月 幸美

望月 幸美

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) 外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル